

ID: 150

担当部署: 地域整備課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	大河原町公共物管理条例 第8条		
例規番号	昭和49年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第8条 町長は、公益上必要がある場合その他特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日